



女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。

(令和3年度 男女共同参画週間 キャッチフレーズ)

毎月11日は「人権を確かめあう日」です。

平成11年6月23日「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたことを踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

「男らしく」「女なんだから」「男っていうものは」・・・これまでの社会ではそういった考え方方が、いわゆる「普通」でした。でも、そうした中で「自分らしさ」の選択肢を狭められてしまった人もたくさんいたと思います。

それはこれからの未来においても、誰かの「自分らしさ」をなくしてしまう考え方かもしれません。そして、その誰かは、ひょっとしたら、あなた自身、あなたの身近な人かもしれません。

「いま」を生きる私たちが、固定観念にとらわれない自由な発想で、あらゆる可能性を信じてチャレンジできる社会、そしてそれを受け入れられる社会。そんな社会を「いつか」ではなく「いま」創り上げたいのです。

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会は、一人ひとりの豊かな人生につながります。それには、国や地方公共団体だけではなく、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

参考

令和3年3月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、我が国は156ヶ国中120位と先進国の中でも極めて低い水準にあり、女性の登用・採用を含めた政策・方針決定過程への女性の参画拡大が急務です。

また、新型コロナウィルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響が長引く中、我が国では、その影響は特に女性に強く表れています。これは、コロナによる経済や生活に対する直接的な影響のみならず、平時においてジェンダー平等、男女共同参画の取り組みが著しく遅れていたことを示します。

宇陀市人権啓発活動推進本部

2021.6

※このビラへのご意見・ご感想は

電話 0745-82-2147 または jinken@city.uda.lg.jp